

# 北海道地区7国立大学法人工事入札監視委員会の設置に関する概要

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」並びに指針（※）において、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置として、第三者機関による審議が定められており、当該指針に基づき、北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学の北海道地区7国立大学法人により、委員会を共同設置しました。

（※）公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）

【抜粋】第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること。

